

第 7 回

熊本県議会

# 経済常任委員会会議記録

平成22年3月2日

開 会 中

場所 第 4 委 員 会 室

第 7 回 熊本県議会 経済委員会会議記録

平成22年3月2日(火曜日)

午前10時2分開議

午前11時46分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成21年度熊本県一般会計補正予算(第6号)

議案第3号 平成21年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)

議案第8号 平成21年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算(第2号)のうち

議案第14号 平成21年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算(第2号)

議案第17号 平成21年度熊本県電気事業会計補正予算(第2号)

議案第18号 平成21年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第1号)

議案第19号 平成21年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第2号)

議案第25号 熊本県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第38号 指定管理者の指定について  
報告事項

- ①基金事業の取組みについて
- ②労使紛争解決制度(あっせん等)について
- ③荒瀬ダムの状況について

出席委員(8人)

委員長 溝口 幸治  
副委員長 淵上 陽一  
委員 山本 秀久  
委員 西岡 勝成  
委員 松村 昭

委員 重村 栄

委員 濱田 大造

委員 増永 慎一郎

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

部長 中川 芳昭

総括審議員兼次長 赤星 政徳

総括審議員兼

観光経済交流局長 守田 眞一

次長 竹上 嗣郎

首席商工審議員兼

商工政策課長 内田 安弘

産業支援課長 高口 義幸

首席商工審議員兼

経営金融課長 藤好 清隆

企業立地課長 真崎 伸一

労働雇用総室長 長野 潤一

労働雇用総室副総室長 古閑 陽一

労働雇用政策監兼

産業人材育成室長 福島 裕

観光交流国際課長 松岡 岩夫

くまもとブランド

推進課長 宮尾 千加子

企業局

局長 川口 弘幸

次長 梅本 茂

総務経営課長 黒田 祐市

工務課長 福原 俊明

労働委員会事務局

局長 井手 義隆

審査調整課長 吉富 寛

事務局職員出席者

議事課課長補佐 平 田 裕 彦  
政務調査課課長補佐 川 上 智 彦

午前10時2分開議

○溝口幸治委員長 それでは、ただいまから第7回経済常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に6名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることにいたしました。

それでは、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。なお、説明は、商工観光労働部、企業局、労働委員会事務局の順に説明を受けることにします。

それでは、商工観光労働部長から総括説明を、続いて関係課長から順次説明をお願いいたします。

○中川商工観光労働部長 中川でございます。座ったままで失礼いたしますけれども、商工観光労働部関係の提出議案について御説明申し上げます。

まず、景気の動向につきましては、内需の伸びとともに中国や米国の景気回復を受けまして輸出が回復しており、2月15日に公表されました10から12月期の実質GDP成長率の速報値は、年率換算で4.6%増と急進し、景気の二番底に陥る懸念は若干後退したとの受けとめ方が広がっております。しかしながら、デフレの長期化や円高の影響、消費低迷など、企業経営を取り巻く環境は依然として厳しく、今後も予断を許さない状況でございます。

県内につきましては、日銀熊本支店が2月26日に発表した金融経済概観では、熊本県内の景気は持ち直しているとしております。しかし、個人消費は弱い動きが続いており、回復の動きが見られるのは家電や自動車など、

政府がエコポイントや減税、補助金などの景気対策を講じている分野にとどまっております。また、製造業の生産は、半導体や自動車関連を中心に持ち直しの動きが強まっているものの、このような動きは全体としては波及しておらず、県内経済は厳しい状況にあると認識しております。

雇用情勢につきましても、1月の有効求人倍率が0.41倍と、依然として大変低い水準にございます。特に、来春卒業予定で就職を希望する県内高校生の就職内定率が12月末現在で70.3%にとどまるなど、極めて深刻な状況でございます。

商工観光労働部といたしましては、引き続き、中小企業の資金繰り支援や雇用対策を初め、経済対策関連予算の着実な執行に努め、県内景気の浮揚につながるよう、全力を挙げて取り組んでまいります。

平成21年度2月補正についてでございますが、お手元の経済常任委員会説明資料の1ページをお開きをお願いいたします。

商工観光労働部総額で12億3,500万円余の減額補正をお願いしております。

その主な内容は、労働雇用総室におきまして、国の2次補正に伴います緊急雇用創出基金の積み増しに要する経費などで19億7,000万円の増額補正をお願いしております。また、経営金融課では、高度化資金の貸し付け及び償還の減等に伴い10億1,500万円余の減額、それから、企業立地課関係では、工業団地の売却未済に伴います一般会計への繰出金の減等によりまして20億2,000万円余の減額を、その他につきましては、事業の確定等に伴う減額補正などでございます。

次に、条例等関係でございますが、緊急雇用創出基金を活用する事業の追加に伴います同基金条例の一部改正と、この3月で期間が満了いたします熊本県野外劇場アスペクタの指定管理者の新たな指定について御提案をさせていただきます。

そのほか、熊本高等技術訓練校における設備更新のための繰越明許費の設定や大阪事務所におきます職員宿舍借り上げ等の新年度の準備を実施するための債務負担行為の設定をお願いしております。

さらに、本日は、基金事業の取り組み状況について御報告をさせていただきます。

詳細については担当課長、総室長から説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○内田商工政策課長 商工政策課でございます。よろしくお願いたします。説明資料の2ページをお願いいたします。

商業総務費の職員給与費で5,427万円余の減額となっております。

職員給与費につきましては、前年度の1月1日現在の人員をもとに当初予算に計上しておりますので、4月の定期異動や組織改編等による職員数の増減や職員の入れかわり等に伴い、予算と実際の給与費に違いが生じます。このため、毎年2月議会で現在の職員給与をもとに算定した額に補正をお願いいたしております。

以下、補正予算の職員給与費につきましては、各課、各総室同様でございますので、各課、総室の説明につきましては省略させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

次に、下段の商業指導費の1,636万円余の減額についてでございます。

説明の欄でございますが、1、市町村交流職員人件費負担金につきましては、今年度に入りまして市町村から受け入れております派遣職員の給与、諸手当の人件費でございます。当初予算に計上していなかったために、交流職員1名分の人件費につきまして、派遣元の市町村に対する負担金として455万円余の増額をお願いするものでございます。

2の商業活動調整指導費につきましては、大規模小売店舗立地法の届けに関する事務などの経費でございますが、熊本県大規模小売店舗審査会における審査専門委員の報酬の不用額として33万円余の減額をお願いするものでございます。

3のがんばる商店街総合支援事業につきましては、商店街組織や市町村に対して、商店街の活性化を目的として補助を行う事業でございますが、119万円余の減額をお願いしております。

内訳といたしましては、(1)は、当初予算より事業採択額が下回ったことに伴う減額として277万円余、(2)につきましては、平成20年度までに中小企業基盤整備機構から原資を借り受けまして、財団法人くまもとテクノ産業財団に設けた基金の運用益を活用いたして中心市街地活性化推進事業を実施しておりますけれども、事業費の確定に伴い不用となった運用益を同機構に返還するものとして158万円の増額をいたしております。

(3)につきましては、先ほどの当事業のうち、商店街が行うバリアフリー化や防犯施設等の整備に関する事業に支援を行う市町村に対して行う補助事業でございます。

道路特定財源の一般化に伴い創設されました地域活力基盤創造交付金の制度の対象となりましたために、対象経費のうち300万円を一般財源から当交付金に財源更正を行うものでございます。

4の商店街パワーアップ支援事業につきましては、消費動向調査や消費者モニター事業などの経費でございますが、事業内容の精算により不用額が生じたことに伴う減額でございます。

5の中心市街地商店街にぎわい再生支援事業につきましては、中心市街地における空き店舗対策に対する補助でございます。当初予算額より事業採択額が下回ったことによる減でございます。

3ページをお願いいたします。

説明の欄6の大阪事務所職員宿舍売却等事業につきましては、大阪府吹田市にございました大阪事務所の職員宿舍の売却に伴う経費でございます。

宿舍は、昨年3月末に廃止し、売却のため宿舍の解体工事を行いました。その契約額として902万円余、また、今年度から大阪府豊中市に職員9名分の宿舍借り上げを行っておりますが、その契約額として776万円余、合わせまして1,679万円余の減額をお願いするものでございます。

次に、左側の欄で中小企業振興費がございしますが、このうち中小企業団体等補助金につきましては、組織化補助事業として熊本県中小企業団体中央会に対して補助を行っておりますけれども、国の交付税積算単価の変更による補助対象事業の減額に伴い238万円余の減額をお願いするものでございます。

次の小規模事業対策費補助につきましては、商工会、商工会議所、商工会連合会に対する補助でございますが、指導員、補助員等の中途退職等、補助対象職員の変更により3,709万円余の減額をお願いするものでございます。

次の大阪事務所費の515万円余の減額につきましては、職員給与費の補正に伴う減でございます。

商工政策課、予算全体といたしまして1億1,527万7,000円余の減額をお願いするものでございます。

4ページをお願いいたします。

大阪事務所職員宿舍賃借及び福岡事務所職員宿舍等、賃借に係る債務負担行為の設定でございます。これは、大阪・福岡事務所において、新年度に向けた準備を行うため、あらかじめ議会の議決をお願いするものでございます。

大阪事務所につきましては、職員宿舍賃借及び入居ビル管理費負担金でございます。ま

た、福岡事務所につきましては、職員宿舍賃借、事務所家賃及び事務所共益費でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○高口産業支援課長 産業支援課でございます。資料の5ページをお願いいたします。

まず、工鉱業振興費の工業振興費でございますが、3,180万7,000円の減額をお願いしております。

右側説明欄に記載してございますが、1番の産業技術センター本館等整備事業につきましては、入札残等に伴う設計委託料及び工事費の減でございます。2番のものづくりフォレスト・自動車関連産業推進事業につきましては、事業者向けの補助事業の事業費確定に伴う減でございます。

続きまして、同じく5ページ、最下段になりますが、産業技術センター費の中の試験研究費でございます。

説明欄、右側でございますが、新規外部資金活用事業の事業費の確定によりまして628万5,000円の減額をお願いしております。

6ページをお願いいたします。

技術指導事業費でございますが、4,726万3,000円の減額をお願いいたしております。

主なものは、4番の産業技術センター試験研究備品導入事業でございますが、昨今の不況の影響によりまして企業から導入費に寄附をお願いしておりますが、その収入の見込みが減少したことに伴いまして、一部の備品導入を来年度以降に延期せざるを得ないということによる減でございます。その他、1番から3番につきましては入札残による減額でございます。

続きまして、新事業創出促進費の117万1,000円の減額をお願いしております。

これは、説明欄右側の1番から3番に記載しております財団等への派遣職員の人件費の増減額、並びに、7ページになりますが、4

番の地域連携型インキュベーション施設運営事業につきまして、事業費の確定に伴う減額でございます。

以上、産業支援課で合計9,292万7,000円の減額補正をお願いしております。

8ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

いずれも年度当初から業務委託を行う必要があるため債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

大学等研究成果技術移転推進事業でございますが、この事業は、大学等の技術シーズを産業界や各種のプロジェクト研究に橋渡しを行う推進員を配置するものでございます。

次の特許流通アドバイザー育成事業でございますが、この事業は、特許等の技術移転の仲介支援を行う特許流通アドバイザーの育成のための人材を配置するものでございます。

続きまして、インキュベーション施設運営事業でございますが、創業間もない企業を支援するインキュベーション施設の管理、運営の委託業務を行うものでございます。

一番下段になりますが、計量検定業務でございます。この事業は、計量器の検定並びに検査の業務を業務委託するものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤好経営金融課長 経営金融課でございます。資料の9ページをお願いいたします。

まず、中小企業振興費の金融対策費でございますが、2億503万円余の増額をお願いしております。

内容につきましては、右の説明欄に記載しておりますが、制度融資におきまして、信用保証協会が代位弁済を行った場合にその一部を県が補てんするもので、例年、この2月補正で今年度の実績をもとに計上させていただいているものでございます。

次に、中小企業振興資金特別会計繰出金でございますが、1,494万円余の増額をお願いしております。

これは、特別会計におきます高度化資金貸付金の貸し付け事務費等に充当するものでございまして、特別会計資金の運用によります利息の確定に伴い増額するものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

中小企業振興資金特別会計でございます。

まず、中小企業振興資金助成費の高度化資金貸付金でございますが、4億7,745万円余の減額をお願いしております。

これは、右の説明欄に記載しておりますように、高度化資金の貸し付け対象事業の減に伴い減額するものでございます。

次に、設備貸与資金貸付金でございますが、5,000万円の減額をお願いしております。

この貸付金は、県がテクノ産業財団に資金を貸し付け、財団において小規模企業者に設備を貸与するものでございまして、貸し付けの実績に応じて減額するものでございます。

次に、事務費でございますが、134万円余の減額をお願いしております。

これは、右の説明欄の2の債権管理に要する経費で、債権差し押さえ等の実績に応じて所要の経費を減額するものでございます。

次に、一番下の国庫支出金返納金でございますが、9,600万円の減額をお願いしております。

この返納金は、右の説明欄に記載しておりますように、特別会計で運用しております設備貸与等の小規模企業者等設備導入資金に係るもので、資金運用上余裕が生じている資金額のうち国からの借り入れに相当する分を国へ返納するものでございます。

この国への返納とあわせて、当該返納額に見合う額を同じ特別会計で運用しております高度化資金貸付金の県負担分の財源等に充当

するようにしておりますが、先ほど説明申し上げましたように、高度化資金貸付金で貸し付け需要が対象事業が減少しておりますので、その分国への返納金を減額するものでございます。

11ページをお願いいたします。

まず、元金及び利子についてでございますが、これは高度化資金貸付金に係りますもので、貸し付け先から返済されます償還金のうち、中小企業基盤整備機構からの借り入れに相当する分を同機構に償還するものでございます。元金で4億406万円余、利子で727万円余の減額をお願いしております。これは条件変更等で償還額が減少したことにより減額するものでございます。

次の一般会計繰出金でございますが、これは、高度化資金貸付金の償還金のうち、県の負担分に相当する分を一般会計へ繰り出すものでございます。先ほどの元金、利子と同様、償還額の減少によりまして減額するものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○真崎企業立地課長 企業立地課でございます。12ページをお願いいたします。

まず、中小企業振興指導事業費でございますが、サービス産業振興事業で4,447万円余の減額を計上しております。

これは産業支援サービス業と立地促進補助金の交付額が当初の見込みを下回ったことによる減額でございます。

次に、企業誘致促進対策事業費でございますが、1,112万円余の減額をお願いしております。

これは増額と減額の差し引きでございますが、説明欄の1、企業誘致事業のうち外国企業立地促進事業の事業費の確定による132万円余の減額及び東京事務所と大阪事務所に配置されている3名の市町村研修生の旅費負担

金の150万円増額により、差し引き17万円余の増額となっております。

次に、2番目の県営工業団地光通信網整備事業に1,129万円余の減額を計上しております。

緊急経済対策の一環として、県営工業団地に光通信を整備する事業でございますが、9月及び11月補正で予算措置しました八代外港工業用地及び名石浜工業用地に係る事業費の確定に伴う減額でございます。

次に、13ページをお願いします。

臨海工業用地造成事業特別会計の補正予算でございます。

一般会計繰出金でございますが、2,000万円を計上しております。財政健全化の取り組みといたしまして、臨海特会の繰越金の中から2,000万円を一般会計に繰り出すものでございます。

次に、14ページをお願いいたします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の補正予算でございます。

まず、利子でございますが、臨空テクノパークの起債借入額に係る本年度償還金の確定に伴い539万円余を減額するものでございます。

次に、一般会計繰出金でございますが、城南工業団地等に係る一般会計貸付金の償還を初め財政健全化に寄与する観点から、益城町の臨空テクノパーク等の売却代金の一部を一般会計へ繰り出すこととしておりましたが、厳しい経済状況下において臨空テクノパークの売却が進まなかったため、予算を減額したいと考えております。

予算については以上ですが、委員長のお許しをいただければ、今年度の企業誘致の状況について御報告したいと思っております。

○溝口幸治委員長 お願いします。

○真崎企業立地課長 一昨年以来の世界同時

不況の影響を受け、企業誘致も大変厳しい状況に置かれました。昨年4月から本日までの企業立地協定件数は15件となっております。好景気の中で過去最高となった平成18年度の40件に比べると半数以下という状況ですが、下半期にリーマンショックを受けた昨年度が18件、蒲島知事就任以前の10年間の平均が17件であったことを考えますと、決して十分とは考えておりませんが、厳しい経済状況の中で懸命に取り組んだ結果が出ているのかなと考えております。

15件の業種別内訳でございますが、半導体関連が4件、自動車関連が4件、残り7件は金属製品、輸送用容器などでございます。

また、新規企業誘致に加えて、既に本県に立地いただいている企業のフォローアップを丁寧に行い、本県立地の満足度を高め、結果として、さらなる投資の場所として再び本県が選ばれるように取り組んでまいりました。厳しい経済状況の中、生産拠点の集約化などを進める企業も出てきていますが、今年度、ソニーや東京エレクトロンあるいはYKKA P様のように、開発部門や生産部門を本県内に集約いただいたのは大きな成果だったと考えております。

最近のアジア諸国などの景気回復を背景に、生産水準を持ち直してきている企業も出てきております。今後も戦略的な企業誘致にしっかりと取り組み、雇用の場の確保と本県経済の振興を図ってまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○長野労働雇用総室長 労働雇用総室です。よろしく願いします。資料の15ページをお願いいたします。

職員給与費を除く主な予算の増減について御説明申し上げます。

まず、職業訓練総務費でございますが、1,010万4,000円の減額補正でございます。

主な内訳は、中ほどにあります職業能力開

発業務運営指導費におきまして、産業人材強化のためのワンストップ相談窓口業務委託の入札残として219万円余の減額、その下の認定訓練事業費におきまして、認定訓練校における訓練事業費の確定に伴う222万円余の減額などをお願いいたしております。

続きまして、16ページをお願いいたします。

職業能力開発校費でございますが、5,369万9,000円の減額補正でございます。

これは、下段の職業能力開発事業におきまして7,226万2,000円の減額をお願いしておりますけれども、説明欄1から5に係る各事業におきまして、訓練期間中におきまして就職が決まったことによる訓練生の中途退校等に伴います事業費の減によるものでございます。

次に、17ページ、上段の施設等整備費でございますが、高等技術訓練校の内線電話設備の改修などで214万円の増額をお願いいたしております。

次に、技術短期大学校費でございますが、4,561万7,000円の減額補正をお願いしております。

まず、短大運営費ですが、清掃、保守、点検に係る業務委託等の入札残及び非常勤職員の人件費の執行残など、1,333万円余の減額をお願いしております。

また、下段の短大施設整備費におきまして、太陽光発電システム設置事業の入札残としまして2,709万円余の減額を打ち出しております。

次に、18ページをお願いいたします。

失業対策総務費でございます。21億154万円の増額補正をお願いいたしております。

これは、主といたしまして雇用対策費におきまして21億427万円余の増額をお願いしておりますけれども、内訳といたしまして、まず説明欄の2と3にございますふるさと雇用再生特別基金の市町村補助事業と県で実施い



たします分の執行残として、それぞれ2億6,000万円余と4億2,000万円余の減額をしております。

さらに、説明欄5に飛びますけれども、緊急雇用創出基金の県事業分の執行残として3億円の減額をいたしております。

次に、4に戻りますけれども、緊急雇用創出基金積立金ですけれども、国の2次補正により交付されました緊急雇用臨時交付金と既に積み立てております基金の預金利子を新たに基金に積み増すため、30億8,887万円余の増額をお願いしております。

今回交付されますこの交付金の内容につきましては、恐れ入りますけれども、報告事項の方の4ページをちょっとごらんいただきたいと思っております。

これまで実施しております表左側の欄でございます緊急雇用創出事業に加えまして、国の2次補正の中で、新たに右欄でございます重点分野雇用創造事業というものが創設されました。その財源として、今回30億円余が交付されたわけでございます。

これは、従来の短期の雇用就業機会を創出、提供する事業の中で、今後成長分野として期待される分野、具体的には2段目の対象分野の右欄に記載しております介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用の6分野に限定して雇用創出を図るものでございます。あわせて、主な実施要件欄の右側に記載しております地域人材育成事業といたしまして、研修を組み合わせた雇用の創出も可能となっております。

なお、この交付額の30億円余につきましては、20年度内に使い切る必要がございます。

引き続き、厳しい雇用情勢に対応するため、従来の緊急雇用創出事業とすみ分けを行いまして、有効に活用してまいりたいと考えております。

再度、恐れ入ります、18ページにお戻りいただきまして、以上、補正予算につきまして

は、下段にありますように、総室全体で19億7,066万1,000円の増額補正をお願いいたしております。

続きまして、19ページの繰越明許費でございます。

先ほど補正予算の職業訓練費のところ申し上げました高等技術訓練校の内線電話設備改修に要します経費につきましては、年度内の契約が困難なため、全額繰り越しをお願いいたすところでございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加設定でございます。

20ページから21ページまでの各事業につきましては、いずれも4月1日からの実施に備え債務負担をお願いするものでございます。

このうち20ページの2段目の産業人材強化相談窓口運營業務でございますが、これは産業人材の育成、確保に関する相談をワンストップで受け付ける窓口と今年度開設いたしました産業人材強化に係る情報ポータルサイトの運營業務を委託するものでございます。

3段目にございます離職者訓練等委託業務につきましては、これは全額国庫の事業でございます。例年、年度内に訓練を終了させる必要がございましたが、今回国の方で債務負担行為が設定されました関係で、県でも債務負担行為を行うことにより、平成22年度中に開始し、年度をまたがって23年度に終了する訓練コースの設定が可能となりましたので、今回債務負担をお願いするものでございます。

また、21ページ最下段のふるさと雇用再生特別基金事業は、失業者等を雇い入れて継続的かつ安定的な雇用を創出する取り組みを促進する事業で、今年度から実施しておりますが、22年度から23年度までの複数年度実施する事業がございますので、債務負担の設定をお願いいたしております。

22ページをお願いいたします。

こちらは緊急雇用創出基金事業の債務負担の変更でございます。

これは、さきの11月議会におきまして御承認いただきました来年度実施予定事業に関する負担行為につきまして、さらに実施予定事業が追加されましたことから、債務負担の変更をお願いするものでございます。

続きまして、条例議案について御説明いたします。

23ページでございますけれども、熊本県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例についてでございます。次の24ページの基金条例の概要により説明いたします。

国の2次補正におきまして、離職して住居を失った方々に対する住宅手当の支給や生活保護受給者に対する就労支援、ホームレスの方々に対する一時宿泊施設の増設等に関する交付金が盛り込まれましたことから、この交付金を緊急雇用創出基金に積み立てて事業を実施いたすことにしておりますため、基金の設置目的を、求職者に対する生活及び就労に関する相談体制の強化から、求職者等に対する生活、就労及び住宅に関する支援の強化に改めるものでございます。

条例の施行日は公布の日からとしております。

労働雇用総室は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○松岡観光交流国際課長 観光交流国際課でございます。資料の25ページをお願いいたします。

まず、諸費のうち、国際協力推進費302万円の減額でございますが、主なものとしたしましては、説明欄1の自治体職員協力交流事業の232万円の減額でございます。

この事業では、韓国・忠清南道から自治体職員を研修生として受け入れておりましたが、県の財政再建戦略に沿い、平成21年度からの廃止を忠清南道に打診していたところ、

廃止に同意を得たことによる減額でございます。

次に、国際交流推進費351万8,000円の減額でございますが、主なものとしたしましては、説明欄2の国際交流団体等補助事業の300万円の減額でございます。

これは、財団法人自治体国際化協会への本県の分担金が、協会事業の見直しによりまして2,400万円から2,100万円に減額されたものでございます。

次に、3の国際交流海外派遣事業の140万円の減額でございます。

これは、姉妹提携先である米国・モンタナ州と忠清南道への職員派遣に要する旅費、宿舍借り上げ料の執行残でございます。

なお、モンタナ州へは、平成21年4月末をもって派遣を廃止しております。

次に、4のモンタナクマモトプラザ運営事業でございますけれども、職員住宅売却経費138万2,000円の増額補正であります。

これは、モンタナ州への派遣廃止に伴い職員住宅を昨年7月に売却いたしました。それに要する経費について、当初予定しておりませんでした譲渡所得税が必要とのことで、その分の増額でございます。

なお、売却額は、日本円で1,757万9,760円、売却経費が297万6,848円で、差し引き1,460万2,912円が県の収入となっております。

次に、資料の26ページをお願いいたします。

観光費のうち、観光客誘致対策費919万5,000円の増額でございますが、これは市町村からの派遣職員2名の人件費でございます。

次に、観光費のうち、観光基本計画促進費474万9,000円の減額でございますが、これは観光施設整備資金融資の既存融資の繰り上げ償還に伴う残高の減少による預託金の減によるものでございます。

次に、資料の27ページをお願いいたします。

県野外劇場アスペクタは、平成19年度から指定管理者制度による管理、運営を行っておりますが、来年度以降も引き続き指定管理者制度による管理、運営を継続していく方針でございます。

この指定管理委託料として、来年度から平成25年度までの3年間で、限度額5,400万円の債務負担行為を計上いたしております。

引き続き、条例議案の説明をさせていただきます。資料の28、29ページをお願いいたします。

当課からは、指定管理者の指定について御提案をしているところでございますが、県野外劇場について、平成19年度から導入いたしました第1期指定管理期間が本年度末までとなっていることから、平成21年11月から12月にかけて次期指定管理者の募集を行いました。

その結果、5つの地元企業、団体等で構成されますアスペクタ管理運営共同企業体と現指定管理者であります特定非営利活動法人文化施設支援機構の2団体から応募がございました。庁外員4名、庁内員3名の計7名から成る指定管理候補者選定委員会を開催いたしまして審査を行った結果、アスペクタ管理運営共同企業体を指定管理候補者として選定いたしました。

主な選定理由でございますが、イベント開催のノウハウやネットワークによります催事誘致の促進が期待されること、それから、施設の維持管理に必要な各専門分野の地元企業、団体が共同で運営に参画されることで、効率的で安定した運営が期待できることが評価をされました。

指定期間につきましては、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間としております。

観光交流国際課については以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○溝口幸治委員長 それでは、企業局長から総括説明を行い、関係課長から説明をお願いします。

○川口企業局長 企業局でございます。よろしくお願いたします。

まず、提出議案の説明に先立ち、荒瀬ダムの最近の状況につきまして御報告させていただきますと思います。

荒瀬ダムにつきましては、知事が、去る2月3日にダム存続という従来の方針を変更しまして、撤去に向けた準備を進めるとの判断を公表いたしました。

今回の判断は、水利権の取得が不透明になったことから、ダム存続と判断した前提が崩れてしまって、現時点ではもはやダム存続を目指すこと自体が、地域の混乱の長期化を招き、適切な選択ではないこと、そして何よりも知事の任期中にしっかりと解決の道筋をつけるべきであるとの考えによるものでございます。

水利権取得の見通しを含めまして、企業局として、これまでの対応が十分でなく、各委員の先生方に御心配をおかけしましたことをおわび申し上げます。大変申しわけございませんでした。

企業局といたしましては、知事の撤去表明を受けまして、これまで八代市や球磨川漁協など関係の漁協、地元坂本町の住民の方々などに対して、方針転換の経緯等について説明を行ってまいったところでございます。また、2月20日には、知事が八代市坂本町に出向かれて、直接地域住民の方々に説明を行ったところでございます。

既に撤去に向けた作業に着手いたしておりますけれども、ダム本体の撤去に入るまでにまだ2年間ほど準備が必要となりますので、本体撤去工事には平成24年度から着手することになります。

したがいまして、この間、発電を継続してダムの管理費用を賄い、少しでも撤去費用の確保を図りたいとの考えから、去る24日に、平成24年3月31日、2年後の3月31日までの水利権の申請を行ったところでございます。

以上が荒瀬ダムについてのこれまでの状況の概要でございます。

次に、企業局から御提案申し上げている議案についてでございますけれども、平成21年度熊本県電気事業会計補正予算など、補正関係の3議案でございます。

また、年度当初から執行が必要な委託契約等のための債務負担行為の設定をあわせてお願いいたしております。

詳細につきましては総務経営課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。また、荒瀬ダムの状況につきましても、後ほど御報告させていただくことにしておりますので、あわせてよろしくお願ひ申し上げます。

○黒田総務経営課長 総務経営課でございます。

31ページは、企業局全体の総括表でございます。内容については、事業会計ごとに御説明いたしたいと思っておりますので、32ページをお願いいたします。

まず、電気事業会計でございます。

収益的支出の営業費用につきまして、305万9,000円の増額補正をお願いしておりますが、これは職員の異動等に伴う職員給与費の増額等でございます。

この結果、損益は、補正前の1億4,311万9,000円の赤字から1億4,617万8,000円の赤字となります。

33ページをお願いします。

債務負担行為の設定でございます。

荒瀬ダム水質調査業務等の委託を初め、それぞれ記載のとおりお願いしております。

34ページをお願いします。

工業用水道事業会計でございます。

収益的支出の営業費用について、361万9,000円の減額補正をお願いしております。これは職員給与費の補正でございます。職員の異動等に伴う職員給与費の減額補正でございます。

この結果、損益は、補正前の2億6,019万7,000円の赤字から2億5,657万8,000円の赤字となります。

35ページをお願いします。

債務負担行為の設定でございます。

日報作成・遠方監視制御装置、保守点検業務等の委託を初め、それぞれ記載のとおりお願いしております。

36ページをお願いします。

有料駐車場事業会計でございます。

収益的支出の営業費用について194万6,000円の減額補正をお願いしておりますが、これは職員の異動等に伴う職員給与費の減額でございます。

この結果、損益は3,989万5,000円の黒字から4,184万1,000円の黒字となります。

37ページをお願いします。

債務負担行為の設定でございます。

消防設備の保守点検業務等の委託をそれぞれお願いしているところでございます。

企業局は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○溝口幸治委員長 それでは、労働委員会事務局長から説明をお願いいたします。

○井手事務局長 今回労働委員会事務局から御提案しております平成21年度補正予算について御説明を申し上げます。

資料の38ページをお願いいたします。

まず、委員会費であります。委員の任期途中の交代に伴います報酬の減額でございます。

次に、事務局費であります。人件費の確

定に伴います増額でございます。

以上、補正後の労働委員会事務局の予算総額1億2,228万5,000円となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○溝口幸治委員長 以上で執行部の説明が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。商工観光労働部に対する質疑はございませんか。

○松村昭委員 企業立地課長にちょっとお尋ねしますが、さっき15件の誘致があったということですが、これは厳しい中で頑張ったということ、これは評価したいと思います、この15件は、地域的に見ますとどういうところに行ったか、ちょっと教えてください。

○真崎企業立地課長 地域別の内訳について御報告申し上げます。

まず、最も多いのが――振興局単位の地域別で申し上げますけれども、菊池管内6件でございます。それから、宇城管内4件でございます。それから、玉名管内2件でございます。あとが、鹿本管内1件、上益城1件、八代1件でございます。

以上でございます。

○松村昭委員 どうしてもやっぱり県北に、これを見ても多いですね。そのことは、ことしの委員会が始まったときにも部長にお願いをしたんですが、それがすぐそういう結果が出るとは思いませんけれども、均衡ある発展というのは、やっぱり企業誘致をすることで雇用が始まるわけですから、地域の経済を考えると、県はもっと県北、県南――県北には今まで相当金を使っているから、県南にもそういう金を使ってでも誘致をしてください。これはすぐできる問題じゃないでしょうけれども、そういう考え方は部長にもあると思いますが、これは全体会議として、部長の

庁内会議として取り上げていただいて、そして、もっと八代あたりも宇城あたりも非常に人口が減っておりますので、そういう条件整備をしていかなぬとおくってしまうというふうに思いますので。

昔は八代は熊本の第2都市と言われたんですが、今や随分と減っておりますね。そういうことを考えながら、雇用は誘致企業だけでできる問題じゃないでしょうけれども、そういうことをしっかりと考えて、均衡ある発展を目指していただきますようお願いしておきます。

○山本秀久委員 今の話に関連して申し上げたいと思いますが、実は前にも何回も私は言っているけれども、熊本には副都心がないんですよ。それは皆さん御承知だと思います。よそは副都心を持っているけれども、熊本は九州の中心でありながら副都心がないということは、皆さんは考えたことはないだろうと思うけれども、私は、できるならば八代の副都心というものを前々から考えておったときに、拠点都市の指定のときに宇土に行ってしまったいきさつがあるわけです。そういうときに、県の行政というのは、それに一つも不満を述べたことはないんだ。私だけが述べたと思う。

そういう点で、これからは、今松村委員も言われたように、県南の開発というものは、一応いろんな点で考えなきゃならぬ面が今出てきていると思うんですよ。特に工業用水とか、いろんな問題も今回入っているわけだから、そういう点を生かしながら、拠点都市の指定を受けながら副都心の建設、15万都市ぐらいにもっていけば、県南地域、天草地域、球磨郡、葦北郡、水俣、その地域の活性化にもつながるという問題も一つあるわけだ。

もう一つは、西回り高速道の問題も前にも提起したことがある。幹線道路の西回り高速道が県南地域の海岸を通りながら通っていけ

ということの理論だったわけです。それが今、ごらんとおりに、トンネル、橋りょうで入ってしまった。そういうときに、むだな金がそこに費やされたんじゃないかという、私、憶測を持っているわけだ。そういうときに、天草大橋の建設にその経費を向けてくれぬかということ。2本も高速道の必要性はないんじゃないかと。球磨郡にとっても、人吉にとっても、この西回り高速道が芦北を回って——私が芦北だから言うんじゃないくて、経費の面から申し上げると、その地域の活性化にもつながる、球磨郡の発展にもつながる道路に西回り高速道の必要性があるということをお訴えておいた。そういう点も今後よく考えて、これだけ後退したわけですから、この機会にこの問題をもう一回歴史を振り返って考えていただきたいということを一応申し上げておきたいと思っております。

以上です。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○西岡勝成委員 県内の経済情勢についてちょっとお尋ねをいたしたいと思っておりますけれども、リーマンショックからもう2年近くになりますけれども、大企業の方はどうか、中国を初めアジアの経済復興によってどうか息をついて、経済成長も少しずつではありますが回復しつつあるんですけれども、中小企業の状態を見ると、どうしてもやっぱりデフレスパイラルの中で物の値段が上がっていかない状況の中で、きょうのこの予算を見ても、保証協会付きの貸付金はふえるばかり、設備投資は減少傾向にある。なかなか先が見えない状況がずっとあると思うんですけれども、これは商工政策課長に聞いた方がいいのか経営金融課長に聞いた方がいいのかわかりませんが、今の県内の中小企業の状態、特に建設産業というのは、これはもう今の政策によって随分厳しいのはわかるんですけれども、

も、そのほかの製造業を含めて中小企業の状態というのは今どういうものか。この辺がやっぱり元気になってこない、雇用にしてもなかなか問題が解決しないと思っておりますので、その辺の——保証協会あたりの貸出金等々から推測できる現状の中小企業の状態というのはどういうものでしょうか。教えていただきたいと思っております。

○内田商工政策課長 商工政策課の方から、県内の最近の景気の状態ということで大まかなことは少しお答えしたいと思いますけれども、まず、日本銀行熊本支店が2月26日に発表いたしました金融経済概観によりまして、県内の景気は持ち直している。回復ということではなくて、持ち直しているというような表現をされております。

個人消費につきましては、厳しい雇用、所得環境が続いているという中で、各種の経済対策に伴い耐久消費財で少しは持ち直しているということもございますけれども、また、サービス消費でも、一部海外旅行の予約等については少しは変化の兆しが見えているというところではあります。

また、県内の製造業の生産でございますけれども、国内外の経済政策の効果ということで、一部持ち直しの動きが強まっているということもございます。

企業倒産につきましては、件数、負債総額ともに前年同期を大幅に下回っており、落ち着いているというような状況でございます。

ただ、雇用情勢につきましては、そういう持ち直し、多少景気回復的な傾向があるというものの、1月時点での有効求人倍率が0.41倍ということで、非常に低い水準で推移しておりまして、全体としてはまだかなり厳しい状況にあるというふうな認識をしております。

県内企業の景況感ということで、D I という業況判断がございまして、20年の3月から

21年の3月まで、全産業でずっとマイナスでございましたけれども、21年の6月以降、やや上昇に転じているということで、持ち直しているというような表現は確かにありますけれども、皆さん御存じのように、やはりまだまだ景気回復というか、状況的には厳しいというのが我々の認識でございます。

○西岡勝成委員 平均で見ると、やっぱり大きいほど数字が上がってきますので、東証は最悪期を脱しているというようなところがあると思うんですけども、私は、多分この中で産業間の格差が非常に大きく出てきているんじゃないかと思うんですね。その辺をやっぱり注意して見ていかないと、輸出産業とかI C関係、エコ関係、そういうことで引っ張られている部分はあるけれども、平均をしてみるとかなり格差がこの中に生まれつつあるんじゃないかと思うので、その辺は十分気をつけながら政策面に生かしていただければと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○溝口幸治委員長 ほかに商工観光労働部に対する質疑はございませんか。――なければ、企業局に対する質疑はございませんか。

○西岡勝成委員 2点、まずお尋ねをいたしたいと思いますのですが、去る2月3日に知事がダムを存続という従来の方針を変更されました。今回のその判断の理由は、水利権の取得が不透明になったということでございますけれども、不透明になったということをごきちと、もうちょっと県民にわかりやすく説明をお願いしたいと思います。

もう一つは、ダム本体の撤去に入るまで2年かかる、2年ほど準備が必要だと。これについても、具体的にもう少し県民が、ああ、なるほどというような理由が、なかなか我々が見ていてもわからないんですよ。その辺を

きょうの委員会でぜひ詳しく説明してください。

○溝口幸治委員長 それでは、荒瀬ダムについては、後ほど荒瀬ダムの状況について報告がございます。それぞれの委員の皆さん方はまだ質疑をしたいというふうに思いますので、とりあえずこの議案の採決を行った後に、報告のところで今の西岡委員の質疑に対しては説明をお願いしたいと思います。

それでは、労働委員会にはありませんか。どんどんいいですよ、質疑。ありませんか。

○濱田大造委員 緊急雇用対策で、高校生とかの就職を各市町村が受け入れると、県も、短期の雇用ですか、それを始めますとファックスなんかでいただいたりしているんですが、福岡県で正規雇用しますというのが何カ月か前にニュースになっていたんですが、福岡県が高校生の新規採用をふやしますと。福岡でできて熊本でできない理由というのはどういうところにあるんですか。

○長野労働雇用総室長 労働雇用総室ですけれども、正規雇用職員については、ちょっと人事課の所管になっておりまして、私が責任を持ってお答えできる立場にございませんので。

臨時職員については、委員の先生方にもお知らせしましたように、緊急雇用対策事業の中で、対象50名の募集をかけて、実際33名応募があったんですけども、その方々を4月以降に採用して、あくまでもつなぎで、正規職員に結びつける指導的なこともやっていきたいというふうなことで、労働雇用総室としてできるところはやった状況でございます。

正規職員をどうのこうのというのにつきましては、商工部ではちょっと答えられぬと思えます。

○中川商工観光労働部長 今総室長が御説明しましたが、正職員の定数については総務部が所管しておりますので、そういうお答えをしています。私が承知している限りでは、県は今財政再建途上で、定数削減の途上でございまして、そういう中で正職員の数をふやすということについてはなかなか難しいというふう聞いております。福岡県庁さんの事情はよくわかりませんが、要するに定数管理の中での御判断だと思っております。

○溝口幸治委員長 それでは、なければ質疑を終了いたします。

ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第3号、第8号、第14号、第17号から第19号まで、第25号及び第38号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号外8件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外8件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

それでは、その他に入ります。

報告の申し出が商工観光労働部、労働委員会事務局及び企業局からそれぞれ1件あっております。

なお、報告については、まず、企業局以外の2件について、それぞれ関係課長から説明を受けた後質疑を受けることとし、企業局の報告はその後受けたいと思います。

それでは、報告1について労働雇用総室長から説明をお願いいたします。

○長野労働雇用総室長 それでは、別冊の委員会報告事項の1ページをお願いいたしま

す。

基金事業総括表をごらんいただきたいと思

います。緊急雇用創出基金事業とふるさと雇用再生特別基金事業のこれまでの取り組みの状況を記載しております。

この総括表は、11月議会の当委員会におきましてもお示ししておりますが、今回は、緊急雇用創出基金事業の上段の県事業分、下段の市町村分とも、5次分の事業額、新規雇用見込み数について追加記載しております。

全体的には、上段の県事業分につきましては、緊急雇用創出基金事業とふるさと雇用特別基金事業の1月末までの雇用数というのが右の方にございまして、1月末までの雇用数が緊急、ふるさとを合わせまして1,702人、さらに年度末までに204人を県関係で雇用する予定でございまして。

また、下段の市町村分でございますけれども、同様に、1月末までの雇用数が合わせまして2,721人、さらに年度末までに84人の雇用を計画しているところでございまして。

この結果、今年度全体では、雇用創出人数の計画が3,850人でございましたけれども、これに対しまして4,711人の雇用を創出する見込みとなっております。

説明は省略いたしますけれども、2ページに緊急雇用創出事業の県事業の5次分の一覧を添付いたしております。

続きまして、3ページをごらんいただきたいと思

います。11月の当委員会で御質問がございました基金事業で雇用いたしました失業者の年代別、地域別の雇用状況を12月末現在で取りまとめ

ております。年代別では、30歳から44歳、45歳から59歳がそれぞれ約3割ずつを占めておりまして、中高年齢者を中心に雇用の創出が図られてお

ります。また、地域別に見ますと、熊本地域で1,02



3人、球磨地域で691人、菊池で358人の雇用を創出している状況で、大体満遍なく雇用がされておるかと思えます。

以上で報告を終わります。

○溝口幸治委員長 次に、報告2の労働紛争解決制度について説明をお願いいたします。

○吉富審査調整課長 労働委員会事務局審査調整課でございます。資料の5ページをどうぞご覧ください。

労使紛争解決制度（あっせん等）について御報告いたします。

県労働委員会では、不当労働行為の審査、労使紛争の調整業務などを行っておりまして、その中であっせんの平成21年の申請状況は次のとおりでございました。

労使間にトラブルが発生した場合、当事者の申請により、県労働委員会のあっせん員がその間に入って話し合いで解決をするのがあっせんでございます。

あっせんには、個別労働関係紛争のあっせんと、労働組合と事業主との紛争を解決する労働争議の調整の2つがございます。

21年1年間で、あっせんの申請件数が41件に上り、急増しました。背景としましては、平成20年秋以降の経済・雇用情勢の急速な悪化が考えられます。

41件のうち、38件は12月末までに終了しまして、3件を平成22年に繰り越しました。終了38件の内訳は、解決25件、打ち切り13件です。

申請の内容では、未払い賃金請求や解雇問題に関する紛争が全体の5割以上を占めております。申請内容などは6ページのとおりでございます。

なお、平成21年に不当労働行為審査の新規申し立てはなく、平成20年に申し立てのありました事案2件を処理しまして、1件は取り下げられ終了し、残り1件が現在調査中で継

続しております。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 それでは、報告1、報告2について説明が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。——なければ、次に報告3、荒瀬ダムの状況について説明を受けたいと思います。

総務経営課から説明をお願いいたします。

○黒田総務経営課長 資料の7ページをお願いいたします。

荒瀬ダムの状況につきまして御報告いたします。

1番としまして、撤去方針決定後の取り組み状況でございます。

平成20年11月に庁内プロジェクトチームによる検証を踏まえ、深刻な財政危機にある本県の現状ではダムを存続させることが適当である、ただし、撤去が可能となる4つの条件がそろえばいずれ撤去すべきとしていたところでございますが、1、水利権の取得が不透明になったこと、2、ダム存続を前提とした財政試算が崩れること、3、地域の混乱の長期化を招くおそれがあることの3つの理由により、2月3日に知事がダム存続という従来の方針を変更し、荒瀬ダムの撤去を表明しました。

撤去表明後、関係団体や地元住民に対し、撤去方針や2年間の水利権申請についての説明を実施しております。

時系列で御説明します。

まず、4日に、球磨川漁協の大瀬組合長、木本、小早川両副組合長に対しまして説明を行いました。9日には、福島八代市長に対しまして、また、10日には、球磨川漁協の理事会で説明を行いました。12日には、球磨川漁協から、2年間の水利権申請には同意しない旨の回答がなされております。地元八代市坂本町には、15日に坂本公民館で、局長以下で

説明会を実施したところでございます。16日には、民主党熊本県総支部連合会に対しまして、村田副知事から撤去支援を求める要望書を提出しております。17日には、八代平野土地改良区連合の坂田理事長を初めとした土地改良区関係者に対し説明を行ったところでございます。また、20日には、知事が八代市坂本町中津道社会教育センターに出向き、直接地域住民の方々に説明を行いました。24日には、平成24年3月までの2年間の水利権を国土交通省に申請したところでございます。

続きまして、2の水利権の許可申請についてでございます。

平成24年3月31日までの2年間の許可申請をしたところでございます。

申請理由としましては、1、ダム本体の撤去には、撤去計画の策定、それから環境モニタリングや堆砂や泥土の除去等の準備期間が少なくとも2年間は必要であります。2、撤去までの2年間は、ダムの維持費や管理・環境対策費が必要であり、出費を抑える必要があります。3、水力発電は純国産の再生エネルギーであり、発電を継続することで公益性に貢献するというところでございます。

また、28日には、国土交通省九州地方整備局主催の有識者会議が開催され、川口局長出席の上、申請内容等について説明をいたしたところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○溝口幸治委員長 それでは、説明が終わりましたので、先ほどの西岡委員の質疑の説明を行っていただきたいと思いますが、その前にちょっと。

新聞報道によりますと、昨日、民主党県連の方から県の方に申し入れがあったということですが、県が民主党を通じて要望を出しにいったお願いしたところから今度は申し入れが来るということで、非常に私自身戸惑って

おりますし、どう解釈していいのかわかりませんので、質疑に説明していただく間に、その民主党さんからの申し入れの内容、それを準備していただいて、それぞれの委員の皆さん方にお配りをしてほしいというふうに思います。

それでは、西岡委員の質疑に対して説明をお願いいたします。

○川口企業局長 先ほど西岡委員の方から2つほど御質問がございました。

1つは、水利権取得が不透明になったということをもう少し詳しくということでございますけれども、2つございまして、まず、今回の水利権の取得に当たりまして、今の水利権をどう考えるかというのが1つございまして。今の水利権は、平成15年3月に取得しております。撤去を前提に7年間の水利権だということでございます。こういう水利権というのは、国に言わせると、全国に例がない水利権だということございまして、そういう中でこの水利権をどうとらえるかと。

私たちの考え方につきましては、いわゆる水利使用に変更がない、それから工作物にも変更がないということで、これは更新というところを実はしておったわけですが、国の方が、1月14日、大臣と知事の面会の中で、国の考え方として、明確に今の水利権は期限が切れたら失効しますと、それから、4月1日以降、取水発電するためには別の新たな水利権の取得が要りますということで明確におっしゃったということがございます。

そこで、国の考え方と県の考え方の乖離が明確化したということで、そういう中で、私たちが進めておった、いわゆる存続ということでの20年の水利権の取得の見通しについて検証を行いました。

検証を行ったときに、2つ問題がございまして。1つは、国の考え方に従って水利権の申

請をした場合に、関係河川使用者というのがございまして、今回球磨川漁協が該当しますが、漁協の同意のない申請の場合には非常に審査手続に時間がかかる、補償の審査あるいは補償の協議、補償については可能性があるというようなお話でしたけれども、そういう中で、非常に審査の長期化が考えられるということと、場合によっては不許可もあり得るということを1つ整理しました。

もう一つは、県の考え方と国の考え方の乖離がある中で、我々の主張を通すとすれば、もう法定に持ち込むと、裁判で争うということになるわけですが、ただ、裁判で争った場合は、これまた長期化するということが1つございまして、そういう中で最終的に、先ほど申しました敗訴ということもなきにしもあらずと、そういう2つの主な理由から、20年の存続のための水利権の取得については非常に不透明になったという判断をしたところでございます。

それから、もう一つ御質問は、2年準備にかかることについてもう少し詳しくというお話でございまして、1つは、実は撤去に向けた取り組みが、当初、平成14年12月に一たん撤去の方針が出された後、7年間を撤去の準備期間ということで進めてきて、途中、5年間を終わった後、実は撤去の準備を中断せざるを得なかったと。いわゆる存続の判断が途中入ったものですから、撤去の準備を2年間中断せざるを得なかったということで、2年間の準備がまだ残っているということが1つございまして、それともう一つ、じゃあ2年間で何をするのかということなんですけれども、まず撤去の計画については、前回の撤去の準備の中で検討委員会等の協議の中で撤去の基本方針とか撤去の計画の大まかなところは一応できておりますので、それを踏まえて最終的には河川法の手続で、いわゆる工作物の除却の許可申請等用途廃止の手続が要ります。それに向けて、いわゆる河川管

理者である国と協議をして撤去計画をつくっていく必要があるというのが1つございまして、その間、環境への配慮とか安全性の確保とかいう面で専門家の指導、助言も得ていくということで、この分については撤去技術研究委員会、仮称ですけども、こういう委員会も設けてそういう手続をやっていこうかなと思います。

そのほかに、いわゆる環境への配慮というのが非常に今回大きなテーマでございまして、モニタリングを撤去前からきちっとやっていく必要があると。水質、底質、動植物等々のモニタリングをしっかり撤去前からやっていく必要があるということで考えております。

また、撤去に向けて、堆砂の除去、泥土の除去、これは前回の撤去基本方針が定められたときに土砂処理計画というのが出されておりますので、それに基づいて必要な堆砂あるいは泥土の除去を行っていく必要がある。

そのほかに、あと2年間の中で行うことといたしましては、まず撤去に伴っていろいろな地域の地域問題というものが出てきます。水位の関係で井戸がれが出ましたり、そういったいろいろな地域の課題がございまして、その課題について地元との協議をしながら、八代市と協力してその課題の解決に努めたいということ。

それからもう一つは、撤去に向けて非常にまだ課題としていろいろ、資金の確保等々の課題がございまして、この2年間でその課題の解決に関係者の協力を得て取り組みたいと。そういうことでの2年間で、早速後議の議案の中で来年度から撤去に向けた予算の審議も実はお願いしておりまして、その際にも、今私が申しましたような計画についてもまた御説明させていただこうかなと考えておりました。

以上でございます。

○西岡勝成委員 まず、第1点の水利権の問題ですけれども、私も経済委員会に長くおりました、ダム撤去派の皆さん方が、水利権は絶対更新はできないんだということ言われておりましたので、私も、執行部には、大丈夫ですか、水利権はということは何回も委員会で尋ねております。

すると、そのときには簡易に更新ができるというような御返事ございましたけれども、それについてやっぱり整備局なり国交省とそれぞれ——ただ単に自分たちが思っていたんじゃないで、話し合いを、多分打ち合わせをされていると思うんですけれども、今政権が変わったからこうなったのか、もともと勝手な認識を県が持っておったのか、その辺が県民から見てもなかなかわかりにくいんですよ。その辺はどうなんですか。

○川口企業局長 更新ができると我々が考えました根拠については、例えば平成16年の東京高裁の判決がございまして、いわゆる許可期間については権利の存続を定めたものではないと、いわゆるその期間が過ぎれば消滅するという意味の期間ではないと、いわゆる河川管理者で悠久水利権のチェックとか、そういう観点から期間が設けられていると、また、水利権そのものについては半永久的なものとして与えられているというような判決も1つございます。

それと、弁護士との相談の中でも、我々の考え方については是認をいただいておりますし、それ以前、国との協議の中で、最終的に水利権が消滅するためには河川法上の用途廃止の届け出で消滅すると、そういうやりとりも実はやった経緯、そういったことを踏まえて、実は県の考え方として、更新ということでの考え方を実は整理させていただいております。

それと、あと政権交代のお話がありましたけれども、法律の運用でございますので、政

権が変わっても基本的に法律に対する考え方が変わるとは思っておりませんが、ただ、国との協議の中で、やはり最終的には国交大臣の判断によるというようなお話も、政権交代後は話としては国の方から説明の中で出ておりますので、そこは国としての考え方だろうということで受けとめて、最終的に、1月14日、国交大臣から、先ほど私が御説明しましたようなお話が、回答といいますか、水利権に対する考え方が明確に示された。その明確な中身が、いわゆる水利使用規則に文面どおりの、文言どおりの考え方が示された、ということ受けとめております。

○西岡勝成委員 解釈の違いということでしょうか。

もう一つ、後半の問題ですけれども、潮谷知事が撤去を表明されて、7年間のうちに、要するに準備をしていく。2年間、要するに方向転換をしてたつたので、その分が時間がかかるんだと、それが大きな問題だと思うんですけれども、一つの物事を進める場合、会社も一緒ですけれども、人員配置なりいろいろな準備をしてから、はい、方向が変換しました、変わりましたから、変更しましたから、はい、あしたからというわけにはなかなかいかぬのが私は組織だと思いますし、計画だと思います。

ぜひ、環境問題にいたしましても、ただ壊せばいいという問題じゃないと思うんです。やはり環境というのは、長い間にそれに海ももう順応してしまっていますから、ぼくとそこで仮に荒瀬をあけた場合に、海はすぐ対応はできません。多分、海の生物というのは、急激な変化にいろいろな戸惑いがあるだろうと思うんですけれども、そのような環境の変化、モニタリングあたりについても十分なひとつ調査をした上であけていただかないと、やっぱり八代海あるいは不知火海で漁民が生活している場面もあるわけで、アサリ、いろ

いろ一般漁業を含めてあるわけでございますので、その辺は十分にモニタリングをやった上で判断をしていただきたいと思います。

以上です。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○濱田大造委員 ちょっともう一度確認なんです、マスコミでも報道されているとおり、昨年の4月の時点で、まだ政権交代前に、今回の水利権は新規ですよと、国土交通省の方から熊本県に対してあくまで新規ですと。新規の場合は、漁協の更新手続が必ず一補償問題などが生じますと、それに関してどうなんですかと、熊本県に再三問い合わせがあったと。ですが、去年の11月ぐらいまで全く県からは無回答であったと、そういうふうに報道されているんですが、その事実関係はどうなっているんでしょうか。

○川口企業局長 私は、昨年4月から就任させていただいておりますけれども、国との協議も必要に応じてやってきました。それで、4月の段階は、存続を知事が決められて、存続に向けたスケジュールをしっかりと組んで、10月以降の水利権の申請をしたいということで考えておまして、その部分国にも御説明し、国の方からは、地元の理解が得られることが一番重要だから、その辺しっかりとやっていただきたいと思います、そういうようなやりとりを実はして10月まではやってきたわけですが、実際、私たちの考え方は、更新という考え方をずっと持っておった関係で、いわゆる更新については10月から申請が可能になるということで、そこから水利権の申請の話为国と打ち合わせをさせていただいたという中で、まず最初に10月の時点で国とやったことは、当初10月に地元説明会を踏まえた上で地元の理解を得て申請をしますという、当初の4月の段階の国に対する説明については、非

常に政権交代を背景として地元で撤去に対する期待が高まってきたことを踏まえて、現時点では、国の撤去に対する支援の可能性を見きわめないと、なかなか存続前提の話地元を持っていても、地域の混乱を招きかねないということで、10月時点の申請は難しいですということで事情を御説明して、そこは国としてもやむを得ないというような御理解もいただいたところです。

そういう中で、11月以降、さらに水利権の具体的なやりとりをしてきましたけれども、我々の受けとめ方としては、あくまでも国との協議を行っているという受けとめ方の中で、県の考え方を根拠資料に基づいて御説明し、国に対して県の考え方についての理解を求めてきたという中で、最終的に、1月14日、国交大臣の方から明確に水利権についての考え方が示されたと、そういうふうに私も受けとめております。

○濱田大造委員 もう一度お聞きしますと、昨年の4月の時点で新規というふうに国は言っているわけですよ。職員レベルかもしれませんが、国土交通省はあくまで新規です。何ら国の態度は、政権交代したからといって変わっていないわけですね。それに対して、何で対応しなかったのかと、もう一度お聞きしたいんですけれども。新規だと国は言ってきたわけですね。県が、勝手に更新だと、これは単純更新だと。そうしたら、判断ミスというのがあったんじゃないかなというふうに――お聞きしたいんですが。

○川口企業局長 国は、新規、更新という言葉は法律的には使っていないということで、最近もそういう言い方をされておりますのが1つと、4月の時点では、いわゆるその更新手続ということでの我々の作業スケジュール、いわゆる10月から申請に向けてこういう手順をとって、地元で十分説明をして理解を

得ながら、それを踏まえて申請をしますというのを4月の時点では御説明して、それでやってくれというやりとりを実はしておりますので、我々の取り組みについては、その時点ではもう国としても御理解いただいていたものと思っております。

○濱田大造委員 ちょっと細かいことですが、国のだれが理解していると考えていたわけですか。

○川口企業局長 一応、この件については九州地方整備局が所管ということで、整備局の方と打ち合わせをさせていただいていたということでございます。

○濱田大造委員 確認してみたいですか。

○川口企業局長 よろしく申し上げます。

○溝口幸治委員長 ほかにございせんか。  
——済みません、じゃあ私から。

この申し入れ書、私も今初めてさっと読んでみたんですが、そもそもこの2月16日の時点で民主党に要望に行かれましたよね。これも報道によると副知事が行かれたというふうに聞いていますけれども、そのときの要望に行かれた内容について簡単に説明をさせていただきますか。

○梅本企業局次長 私が副知事と同行いたしましたので、要望の趣旨や簡単な内容について申し上げます。

2月16日は、知事の撤去方針を踏まえまして、民主党県連に対しまして、表題としては荒瀬ダム撤去に対する国の支援についてということで要望をいたしました。

その要望書の趣旨といたしましては、荒瀬ダムにつきましては、役割をこれまで十分に果たしてきたので、このたび撤去を判断する

こととなったと。その役割を十分に果たしてきた一つの根拠は、これまで県内の電気需要の約16%を最大占めていたときがあったけれども、現在は1%程度になっているということ、それから地元住民が強く撤去を希望しているということ、それから環境的なことなども踏まえまして今回の撤去の判断になったということをお述べております。

それで、要望のポイントといたしまして、県の財政状況では到底巨大になる撤去費用の捻出が困難であるので、ぜひ国において御支援願いたいということであります。また、専門・技術的な側面からあるいは環境的側面からの国による支援が不可欠だということの背景の中でのお願いということを書いております。

さらに、ポイントといたしまして、この荒瀬ダム撤去については、全国のダム撤去のモデルとしてぜひ位置づけていただいて、そして強力な支援をお願いするというので、5項目お願いをしております。

1点目が、この夏までに国交省が取りまとめる老朽化したダムの工作物の中に荒瀬ダムを入れてくださいと。老朽化したとはみなさないと国交大臣は申されておりますので、先ほど言いました役割を果たした工作物として国が認めて、ぜひその対象に入れて、そして今後の技術と財政支援に結びつけていただきたい、これがこの夏までのポイントになります。その点が1点目です。

それから、2点目でございますけれども、国交大臣から示唆がありました社会資本整備総合交付金、この配分に当たって、荒瀬ダムの分について増額、それから対象事業を撤去、それから関連事業についても拡大していただきたいということが2点目でございます。

それから、3点目が、特別交付税の措置についてお願いをしております。

4点目が、球磨川はそもそも河川管理者が

国でございますので、ダム設置者として護岸の工事とか安全性の確保は十分やりますけれども、ぜひ、恒久対策あるいは長い目で見たときの国の抜本的対策について、治水対策を主体的に取り組んでいただきたいというのが4点目でございます。

そして、最後に、技術面でございますけれども、ぜひ先ほど言いました今後のモデルとなるように国に支援を願いたいということで、先ほど局長からもちょっと触れましたけれども、今後ダム撤去技術の研究体制を県の方でつくっていきたいと思いますので、その中に参画をお願いしたいと。この5点でございます。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 内容はよくわかりましたけれども、この要望書を提出して、その要望書は今民主党県連さんの手元にあるのか、それとも党本部に行って、国交省なり関係機関に渡っているのか、そのあたりは何か情報はございますか。

○梅本企業局次長 先日、事務局の方に確認をさせていただきましたら、党本部の方に上げましたというような回答をいただいております。

○溝口幸治委員長 きのうの申し入れ書、今さっと読んだだけですけれども、これはいわゆる我々というか、熊本県が要望した内容の回答ではないわけですね。というのが、最後の4番のところ、ちょっとここが私も今見て引っかけたんですが、「知事がダム撤去に向けて速やかに手続きとるのであれば、財政面をはじめ様々な支援を惜しまない覚悟である。」という表現があるんですが、このあたりの覚悟が何を指すのかというのもちょっとよくわかりませんし、少なくとも政府に対する要望を民主党が今窓口で受け付けて、肅

々と処理をされるんだらうと思いますが、我々の要望とは全く違うというか、民主党さんの考え方は、我々の要望を受け付けていないのかなというふうにこれはとれるんですが、要望を出した、要望を出した先から申し入れがあるというのは、非常にちょっとわかりづらいんですね。そこをちょっと次長の方で説明をいただきたいと思います。その後、濱田委員、いらっしゃいますので。

○梅本企業局次長 16日の県の要望と昨日の党の方からの申し入れとの関連性というのは、正直言ってよく——どの程度関連したお話なのかというのはわかりません。

ただ、私どもとしては、先ほど言いましたように、財政面あるいは技術面の御支援をぜひお願いしたいということで、きのうも実は副知事から——逆の要望みたいな形に最終的にはなってしまうと、きのうはおいでいただきました幹部の方々に、逆に16日の趣旨を再度お伝えして御要望を申し上げたということでございます。

以上でございます。

○濱田大造委員 16日に副知事が民主党県連にお越しくくださったときの要望ですね。県から民主党に対しての要望、たしか4項目あったと思いますけれども、先ほど課長が説明されたとおりです。水利権に関しては全く触れられてないんですね。撤去に関する財政支援なり、国の支援をお願いすると。全くそのとおりだと思いました。

今回民主党が県に対して昨日申し入れをしたのは、何せ撤去に際して水利権の更新をしないでくれと、しない方がいいんじゃないかと。撤去に向けては、もちろん民主党はもう撤去したいと前々から言っているわけですから、方向性は一緒と。このままだったら、球磨川漁協——私たち民主党は、球磨川漁協に対して水利権に同意しろと言える権利はない

わけですから、あくまで熊本県と球磨川漁協の話で、民主党が入っていく余地はありません、正直。ですから、どうなるかわからないようなことに、今後半年なり1年半、また補償費が幾らになるのかもだれもわからないという状況で水利権を更新しても、煩わしい仕事と言ったらちょっと何ですが、そういう困難なことを抱え込むより、もう一切水利権を更新しないで即座に撤去をした方がいいんじゃないですかと、そちらの方が県民もわかりやすいですし、地元の方の住民の方も理解しやすいと、それに水利権の更新なしでも私たちはバックアップできるように国にはお願いしていきますという話をきのうしに行ったわけです。そういう状況です。

○溝口幸治委員長 24年度から撤去するというのはもう決まったというか、執行部も表明しているんですね。知事も表明している。しかし、この文言からいくと、「速やかに手続きをとるのであれば」という、いわゆる水利権を更新しないのであれば財政的な支援もやるけれども、水利権を更新するなら、それは話は別ですよというふうにとれるんですが、その辺は濱田委員どうですか。

いわゆる、みんな一緒なんですね。撤去には4つの条件があって、それを一日も早くクリアしてくださいというのを議会としては言ってきたわけですから、撤去するというのもう決まったわけですよ。そこで、水利権を申請するのであれば、いや、財政的な支援はできないよとこれはおっしゃっているのか、いやいや、そうではないというふうにとるのか。その「惜しまない覚悟」が何かという、済みません、濱田委員がいらっしゃるのでこういう議論になるんですが。

○濱田大造委員 これは、この文章自体は松野信夫代表が書かれたもので、あんまり気にされなくて……これは必要とあれば訂正する

ようなことはすぐできます。

○溝口幸治委員長 それは非常に今困っているんですね。その4つの条件がそろわないままに撤去をしなければならぬ状態があって、特に財政的なものは。だから、少しでも財政的な負担を軽くするために発電をやりたいという思いもよくわかるんですね。もしも、いやいや水利権を更新しないのであれば財政支援がすぐ条件が整うんですよという話であれば、また議論の展開は変わるのかなという気もするんですよ。

○濱田大造委員 正直、私も、これは今もう一度読み直しまして、ちょっと書き過ぎかなと思いますね。

○重村栄委員 済みません、ちょっと今この申し入れ書の件なんですけれども、確認したいんですけれども、これは松野先生個人の感覚なんですか。それとも、民主党熊本県総支部連合会として意見を集約されて出されたものなんですか。どちらなんですか。

○濱田大造委員 意見は集約して書いています。

○重村栄委員 ということですね。ということは、さっき濱田先生がおっしゃった、あんまり考えんでもいいですよという言葉じゃないですよ。そうなるちょっとおかしくなるので、それは撤回してもらいたいんですが、ただ、さきの衆議院選挙のときも、政権をとれば財政支援はしますよと言わんばかりのことを盛んに発言をされていた。ところが、実際政権をとられたら、財政支援はできませんよと国交大臣が言われた。そしてまた、今度こうやって財政支援はしてあげますよと言わんばかりの声をされる。非常にふらふら——ふらふらというのは申しわけな



い、非常に左右にぶれ過ぎるんですよ、発言が。政党が強いのか政府が強いのか、民主党さんの形はわかりませんが、非常に国民に対しても県民に対しても誤解を招く発言をされていると、そんなふうを感じるんですよ。これはどっちが強いんですか、政府が強いんですか、党が強いんですか。

○濱田大造委員 内閣副官房長官の松野頼久氏も、何らかの財政支援ができないかというのは——今民主党県連全員でいろいろ検討しているのは事実です。それがまだ具体的に、なら本当に予算措置ができるのかどうかまでは、まだそこまでは断言できないところです。もちろん、私たちは、選挙前に言っていたとおり、財政支援も含めて何らかの具体的な援助ができないかというのは、日々考えているのは事実です。

○溝口幸治委員長 それでは、濱田委員がここにいらっしゃるので非常にわかりやすい議論になっていますが、この問題については、それぞれ代表質問あるいは一般質問等でも恐らく中心的なテーマになってくると思います。代表質問でもそれぞれの会派が取り上げて質問されると思いますので、そういった質疑の状況を見ながら後議の方でまた議論を深めていきたいと思っています。

実は、20年の12月に委員会をやったときに、いわゆる知事が方針を転換したときには委員会に出席をいただいて、知事から説明を受けた経緯がございます。そのときにも、知事から、いろいろと荒瀬ダム撤去方針の撤回について、また今後の漁業組合への対応等々について説明をされた経緯がありますので、その代表質問、一般質問等の議論を見ながら、場合によっては知事に委員会に出席していただくということも考えられると思います。

そこで、呼ぶとなった場合、委員会での決

定が必要ですので、この場合は委員長に一任という形で一任をしていただきたいというふうに私からお願いをさせていただきたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 それでは、異議なしということで、18日の委員会への知事の出席については委員長に一任ということにさせていただきます。

それでは、最後にその他でございますが、今定例会では、後日後議分の委員会がありますので、本日は急ぎの案件についてのみ質疑をお願いしたいと思いますと思いますが、先生方から何かございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

午前11時46分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

経済常任委員会委員長